

○上天草市家族介護慰労事業実施要領

令和2年4月1日

上天草市家族介護慰労事業実施要領

上天草市家族介護慰労事業実施要領を定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、上天草市地域支援事業実施要綱（平成27年上天草市告示第32号。以下「市実施要綱」という。）第5条第2項に規定する任意事業のうち家族介護慰労事業（以下「慰労事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 慰労事業は、在宅で要介護者を介護している家族等に対し、その労をねぎらい、在宅介護の継続のため慰労金を支給するものとする。

(事業の対象者)

第3条 慰労事業の対象者は、市実施要綱に定める。

次の①及び②の要件のいずれも満たす要介護者を現に介護している家族で、要介護者及び介護者がともに上天草市の住民基本台帳に記録されている者とする。

① 前年度1年間において介護保険法第8条各項に定めるサービス（以下「介護サービス等」という。）を全く利用していない要介護者。ただし、次のa又はbのいずれかに該当する要介護者を除く。

a 前年度1年間に福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用した要介護者

b 前年度1年間の介護サービス等（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）の利用日数の合計が10

日以内の要介護者

② 要介護3以上の要介護者。ただし、要介護2の者で、かつ、認定調査時の主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の要介護者を含む。

2 在宅とは、介護者又は要介護者の自宅をいい、グループホーム、有料老人ホーム等を除くものとする。

3 入院期間は、第1項①のbと同様に取り扱うものとする。  
(事業利用の申請)

第4条 慰労事業を利用しようとする者は、市実施要綱第11条に基づき、同様式第2号に別紙1を添えて申請するものとする。

(慰労金の支給)

第5条 慰労金の額は、当該要介護者一人につき年額50,000円とする。なお、支給に当たっては、申請者の口座に振り込むものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 1 (第 4 条 関係)

介護サービス等の利用状況及び入院等の状況について

申請者 ( ) 要介護者 ( )

1. 介護サービス等の利用状況

介護サービス等の種類	利用の有無	前年度の利用状況	
訪問系のサービス		年間	回程度
通所系のサービス		年間	回程度
短期入所サービス		年間	日程度
福祉用具 (貸与・購入)			
住宅改修			

2. 入院・入所等の状況 (自宅外での生活状況)

	有無	施設等名	期間
病院への入院			年 月 日 ~
			年 月 日
			年 月 日 ~
			年 月 日
			年 月 日 ~
			年 月 日
施設への入所 や有料老人ホ ームへの入居			年 月 日 ~
			年 月 日
			年 月 日 ~
			年 月 日
			年 月 日 ~
			年 月 日